

三 春 町 役 場 庁 舎 及 び 周 辺 関 連 施 設 整 備 基 本 構 想

平 成 二 十 九 年 三 月

三 春 町

福 島 県 建 築 設 計 協 同 組 合

目 次

第1章 基本構想策定の背景と目的	1
1. はじめに（策定の背景）	1
2. 基本構想策定の目的	2
第2章 検討対象公共施設の現況と課題	3
1. 三春町役場庁舎の現況と課題	3
2. 保健センターの利活用について	6
3. 三春町民図書館の現況と課題	7
4. 三春町中央児童館の現況と課題	8
5. 消防三春分署の現況と課題	9
第3章 検討対象公共施設の整備方針	10
1. 検討対象公共施設の整備方針	10
2. 施設毎の整備方針	11
3. 来庁者用の駐車場	16
第4章 検討対象公共施設の機能・規模	19
1. 三春町役場庁舎の機能・規模	19
2. 三春町民図書館の機能・規模	26
第5章 検討対象敷地	32
1. 検討対象敷地の位置	32
第6章 公共施設配置計画（ゾーニング）の検討	33
1. 検討の経過	33
2. キープラン（単独案及び複合案）比較による配置計画の検討	33
第7章 実現化方策の検討	42
1. 概算事業費の算定	42
2. パブリックコメントの結果	48
第8章 公共施設配置計画（ゾーニング）の選定	51
1. 配置計画	51
第9章 今後の課題	53
1. 今後の課題	53
2. 町民との合意形成	53
三春町公共施設整備検討会議設置要綱	54

第1章 基本構想策定の背景と目的

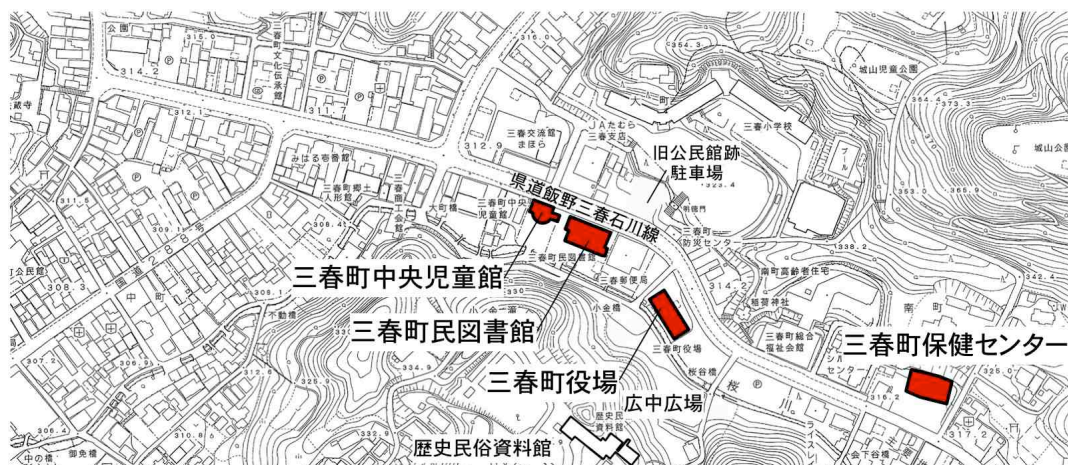
1. はじめに（策定の背景）

三春町は現在、県道飯野三春石川線を軸とした中心市街地（大町地区）において、築52年で建替えが急務となっている役場庁舎をはじめ、町民図書館、中央児童館、保健センターなど、今後更新、複合化、転用等の検討が必要な公共施設の整備や管理の方向づけが急務となっている。

また、亀井地区にある消防三春分署は築43年が経過していることから、市街地へ計画される上記公共施設との複合化も視野に入れた建替え計画の策定が必要となっている。

以上の背景より、三春町では平成23年10月に、町民代表及び学識経験者等からなる三春町公共施設整備方針検討委員会を設置し、全10回の委員会を重ね、平成24年5月に町長へ中間報告、平成25年1月に最終報告（答申）が行われ、役場庁舎や図書館の整備等に関する提言がなされた他、平成24年7月に役場内組織である三春町役場庁舎整備検討会議を発足させ、議論を進め、「三春町役場庁舎整備基本計画」（平成25年8月2日）を策定したところである。

また、平成27年10月には、公共施設の効率的な利用による管理経費の縮減により、財政負担の軽減を図りながら町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とした「三春町公共施設等総合管理計画」を策定し、取組みを推進しているところである。



【中心市街地の公共施設】

【三春町役場庁舎及び公共施設の整備等に関する検討の経緯】

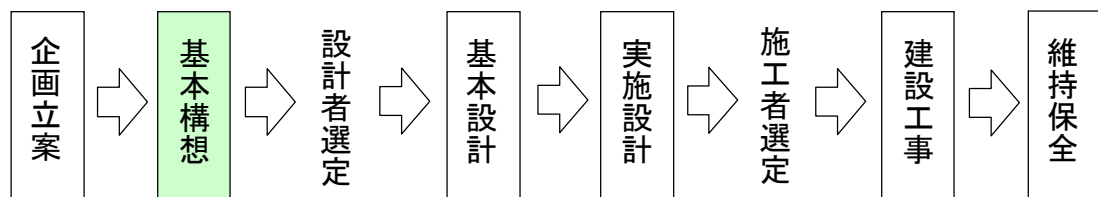
年 月 日	検 討 の 経 緯
H23. 10. 25	役場庁舎をはじめとした公共施設の整備及び閉校中学校の跡地利用の調査検討を目的とした「三春町公共施設整備方針検討委員会」設置（町民代表及び学識経験者他による）
H24. 5. 29	同上、町長へ中間報告
H24. 7. 9	三春町役場庁舎整備検討会議設置（副町長、教育長、全課長による） 三春町役場庁舎整備検討作業部会設置（関係各課のグループ長 9 名）
H24. 12. 26	「三春町公共施設整備方針検討委員会」最終報告とりまとめ
H25. 1. 10	同上、町長へ最終報告
H25. 8. 2	「三春町役場庁舎整備基本計画」策定（三春町役場庁舎整備検討会議）
H26. 6. 30	三春町役場庁舎整備事業基本設計（凍結）
H27. 10. 28	「三春町公共施設等総合管理計画」策定

2. 基本構想策定の目的

以上の背景より、本基本構想においては、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進する「三春町公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方にもとづき、中心市街地における役場庁舎を中心とした公共施設の最適な配置計画（ゾーニング）を行うものとする。

同時に本構想は、検討対象公共施設の現状と課題を改めて抽出整理し、これまで三春町で進められた「三春町公共施設整備方針検討委員会（中間報告）」、「同（最終報告）」、「三春町役場庁舎整備基本計画」に示された役場庁舎や図書館他関連公共施設が備えるべき機能を、様々な角度から分析・再整理するものとする。

また、限られた予算の中で最良の計画が進められるよう、上記以外で必要と思われる視点や与条件についても加え取りまとめることで、役場庁舎及び関連施設の基本設計、実施設計、建設工事へのスムーズな移行に資することを目的とする。



【本業務の位置付け】

第2章 検討対象公共施設の現況と課題

ここでは、検討対象公共施設の現況と課題について、三春町がこれまでに進めてきた「三春町公共施設整備方針検討委員会最終報告書」、「三春町役場庁舎整備基本計画」などを参考にとりまとめる。本構想で取り扱う検討対象公共施設は、以下の4施設とする。

【検討対象公共施設】

施設名	構 造	階数	建築年度	延床面積
三春町役場庁舎 (保健センター)	RC 造 (RC 造)	4 階 (2 階)	昭和 40 年 (平成 10 年)	2,254.00 m ² (956.80 m ²)
三春町民図書館	RC 造	地下 1 階 地上 4 階	昭和 42 年	530.32 m ²
三春町中央児童館	RC 造一部 S 造	2 階	平成 8 年	274.00 m ²
消防三春分署	RC 造	2 階	昭和 49 年	373.25 m ²

1. 三春町役場庁舎の現況と課題

(1) 庁舎の概要

建物所在地	福島県田村郡三春町字大町 1 番地の 2		
建物用途	事務所	所 有 者	三春町
建 築 年	昭和 40 年(築 52 年)	耐震診断	評価：D ランク
階 数	地上 4 階地下 1 階	構 造	鉄筋コンクリート造
延床面積	2,254 m ²	駐車台数	役場前 12 台＋周辺駐車場

(2) 現状の問題点・課題

① 施設の老朽化

鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数が一般的に 50 年と言われるなかで、役場庁舎は、昭和 40 年建築より 52 年が経過している。

庁舎の壁や床はクラック（ひび割れ）などの経年劣化が目立ち、震災以降の応急復旧については、庁舎以外の公共施設全体を優先させてきており、最小限の手当となっている。また、給排水・電気設備の修繕箇所は多方面に及び、部分的な手当てでは対処できない状況にある。また、設備については維持管理上非効率な面があり、大規模補修が望まれている。



② 耐震性能の大幅な不足

三春町役場庁舎は、昭和 56 年以前の旧建築基準法を基に設計されており、耐震診断の評価が D ランクと、大規模な耐震改修または建替えが必要な建物である。一方コンクリート強度の試験結果は設計の 3 分の 2 程度となっており、耐震補強を行っても、安全確保上完全なものとならないことが想定される。

また、東日本大震災（三春町：震度 5 強）では、庁舎の窓ガラスの破損、壁の亀裂が発生している。大震災においては、建築非構造部材（外壁、建具及びガラス、間仕切、天井、家具など）の落下、転倒などにより尊い人命が奪われるケースが多いため、これら建築非構造部材の耐震化についても早急な対応が望まれる。

③ 災害対策拠点としての機能、性能の不足

現状の庁舎では、災害時に活用される防災無線が 3 階に設置されているが、防災担当職員の執務スペースが 2 階となっていることや、災害時の対策本部となり得る会議室等の余裕スペースが無いことなどから、有事の際の機動的な事務処理や指揮命令に支障をきたす可能性があるため、災害対策拠点としての機能の改善が望まれている。

また現在の庁舎には電力、給排水、ガス等のライフラインにおいて、災害時に継続使用を可能とするバックアップ機能が不足している。

④ 来庁者サービス及び職員執務の両面で庁舎スペースが狭隘

現状庁舎は、受付・待合スペースが狭く、町民生活と直結する医療・介護・福祉の窓口が別棟（保健センター）に分散して設けられており、町民の窓口利用の利便性に欠けている。

庁舎床面積については、総務省の起債許可標準面積算定基準による面積が 3,169.64 m²、これに基準対象外のその他必要と考えられる機能を加えた面積が 3,524.64 m²、現在の床面積を基準に必要面積を積上げて計算した面積が 2,995.00 m²となるが、現状は 2,254 m²と下回っている。

区 分	面 積
① 総務省の起債許可標準面積算定基準による面積	3,169.64 m ²
② ①に基準対象外のその他必要と考えられる機能を加えた面積	3,524.64 m ²
③ 現在の床面積を基準に必要面積を積上げて計算した面積	2,995.00 m ²

近年業務量や情報機器スペースが増加しており、執務空間が狭隘となっているほか、会議室が2部屋のみとなっており、町民や職員が多目的に使用できるスペースもないため、町民同士のコミュニケーションなどが十分に図れない庁舎となっている。

⑤ ユニバーサルデザインに基づく利用しやすい庁舎となっていない

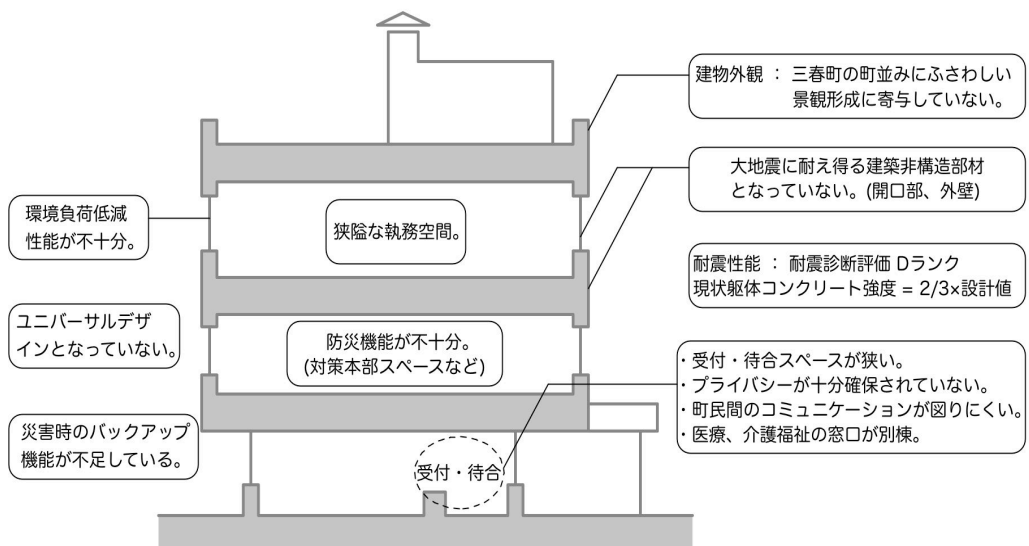
「三春町公共施設整備方針検討委員会」の報告（平成25年1月）によると、現役場庁舎はユニバーサルデザインに基づく利用しやすい庁舎という視点において、機能が不十分である。主な問題点は以下の通りである。

- ・ 庁舎には階段をはじめ段差が多く、高齢者、障がい者の立場からみるとやさしくない庁舎である。
- ・ 各階に女子トイレが設置されていない。
- ・ 受付カウンターや待ち合いが狭く、プライバシーを要する相談でも、話がつつぬけとなってしまう。

⑥ その他～社会のニーズや環境負荷低減に対応した庁舎となっていない。

その他「三春町役場庁舎整備基本計画」（平成25年8月）第3-庁舎が備えるべき機能- に対しての現状の問題点としては以下が挙げられる。

- ・ 来庁者と観光客にも配慮した駐車場が不十分である。
- ・ 環境負荷の低減機能が不十分である。
- ・ 中心市街地の三春の町並みにふさわしい景観形成に寄与していない。



【役場庁舎の現状の問題点】

2. 保健センターの利活用について

(1) 現状と課題

医療・介護福祉の窓口が役場庁舎と別棟（保健センター）に分散されて設けられているため、新庁舎へ保健センターの窓口を統合し、町民サービスの向上を図っていく際、窓口移転後の保健センターの空きスペースの利活用が課題となっている。



ただし、町民向け保健事業や福祉事業等の実技実習等を伴う事業は、引き続き保健センターの利用が見込まれている。

【保健センター事務所移転後の利用見込み（平成 27 年度現在）】

利用予定事業		頻度	使用スペース
町保健事業の定期利用	乳幼児健診	月 3 日年間 36 回	ホール・相談室
	乳幼児育成支援教室	月 1 回年間 10 回	ホール・相談室
	総合集団健診	年間 15 日程度	全館又はホール
	開放日	月 2 回年間 24 回	ホール
	成人健康講座（運動・栄養）	年間 30 回程度	ホール又は調理室・研修室
	ボランティア養成講座	年間延 30 回程度	
町の定期福祉利用事業	にこにこ元気塾	毎週 1 回年間 48 回	ホール
	介護予防講座	月 1 回年間 12 回	研修室
	手話奉仕員活動	週 1 回年間 48 回	研修室又はホール
ベクレルセンター		平日毎日	
貸し館業務	運動系サークル	月 3 回程度	ホール
	食生活改善推進員会	月 1 回	調理室・研修室
	婦人会等各種団体	年間 30 回程度	調理室
	きらめき健康出前講座等	年間 20 回程度	希望内容による
	各課事業	随時	希望内容による

3. 三春町民図書館の現況と課題

(1) 町民図書館の概要

建物所在地	福島県田村郡三春町字大町 12 番地の 1		
建物用途	図書館一部事務所	所 有 者	NTT 東日本(賃借)
建 築 年	昭和 42 年	耐震診断	H17 年耐震補強済
階 数	地上 4 階地下 1 階	構 造	鉄筋コンクリート造
延床面積	賃貸 530.32 m ² (実質 627 m ²)	蔵 書 数	約 111,041 冊(H26)
開架面積	270 m ²	開架図書	約 60,000 冊(H26)
閉架面積	133 m ²	駐車台数	専用駐車場なし

(2) 現状の問題点・課題

平成 7 年より NTT 東日本の建物の一部を賃借使用し、町民図書館としている。閲覧・開架スペースは約 270 m²、閉架書庫が 133 m²で、蔵書冊数は約 11 万冊(平成 26 年度)となっている。しかしながら施設が狭隘なため、開架図서가 6 万冊に限られている。さらに、年々増加する図書館資料のための書庫も狭隘となっており、人口規模が同程度の他自治体の図書館と比べても、施設規模が劣っている状況である。また利用者やボランティアが集える集会スペースなども確保できていない。さらに施設面の制約等により、利用者が満足できる図書館サービスが実現されていない状況にある。



また、NTT 東日本の施設の賃借料が年間 533 万円であり、これまでに約 1 億円余りの賃料を支払っていることから、狭隘と相まって利用者からは独立した施設整備を望む声が大きく、さらに利用者からは駐車場がないことへの不満が日常的に寄せられている。

【賃借の概要】

借入面積	賃借期間	賃借料
1 階 : 391.32 m ² 2 階 : 139.00 m ² 合計 : 530.32 m ²	平成 7 年 4 月～	平成 7 年 4 月～515 万円／年 平成 9 年 4 月～525 万円／年 平成 21 年 4 月～518 万円／年 平成 26 年 4 月～533 万円／年

【図書館資料の状況】

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
資料数（点）	94,356	101,580	104,200	107,400	109,672
増加（点）	3,403	7,224	2,620	3,200	2,272

※ 平成 26 年度に統計外の雑誌等 1,369 冊を含めると、資料総数は 111,041 点となる。
その内訳は児童書 21,147 冊、絵本 12,579 冊、一般書 77,315 冊である

【利用状況】

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
入館者数（人）	53,068	52,878	51,380	47,088	45,314
貸出冊数（冊）	43,360	43,348	41,646	41,584	43,759
貸出人数（人）	13,292	12,273	11,347	11,221	11,754

4. 三春町中央児童館の現況と課題

(1) 施設の概要

建物所在地	福島県田村郡三春町字大町 7 番地の 1		
建物用途	児童福祉施設	所 有 者	三春町(土地 NTT 賃借)
建 築 年	平成 8 年	耐震診断	新耐震基準 築 21 年
階 数	地上 2 階	構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	274.00 m ²	駐車台数	13 台

(2) 現状の問題点・課題

① 施設面積の不足

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象年齢が「おおむね 10 歳未満」から「小学校に修学している児童」とされ、小学校 6 年生まで拡大されたが、床面積不足により受け入れできなくなったことから、平成 28 年度より児童クラブの運営を三春小学校の余裕教室で実施しており、現在施設は、土日のみの使用となっている。

中央児童館には、屋外で活動するスペース（借地）約 507 m²あるものの、アスファルト舗装のため、活動に制約があり運動や遊びに適していない。



② 運営経費の増大

①により、児童館の運営と児童クラブ（わんぱくクラブ）の運営が分離されていることから、（人件費や光熱水費など）経費面での上昇が懸念される。
また、施設が十分に生かされないまま、今後借地料だけが嵩んでいく事態も懸念される。

【土地（借地：837.1 m²、借地料：1,336,800 円／年）】

	建物敷地分	駐車場敷地分	合計
面 積	393.06 m ²	444.04 m ²	837.1 m ²
借地料	627,600 円／年	709,200 円／年	1,336,800 円／年

【維持管理費用（平成 26 年度実績額）】

（単位：千円）

項 目	電 気	電 話	上下水道	灯 油	保守点検	合 計
年 額	466,950	101,086	183,010	165,996	209,520	1,126,562

以上の現状を考慮し、今後、児童館機能をどこに確保していくのか、移転する場合の施設の利活用をどうするかなどについて検討する必要がある。

5. 消防三春分署の現況と課題

(1) 施設の概要

建物所在地	福島県田村郡三春町字亀井 88		
建物用途	消防三春分署	所 有 者	三春町
建 築 年	昭和 49 年	耐震診断	実施なし
階 数	地上 2 階	構 造	鉄筋コンクリート造
延床面積	373.25 m ²	体 制	署員 15 名、車両 3 台

(2) 現状の問題点・課題

① 施設の老朽化

消防三春分署は築 43 年が経過し老朽化が進んでいることから、将来に向けて建替えの検討が必要となっている。その際、役場庁舎の防災拠点としての機能強化を図るため、役場庁舎との複合化の可能性について検討する課題がある。



第3章 検討対象公共施設の整備方針

第2章で整理した検討対象公共施設の現況と課題、「三春町公共施設整備方針検討委員会最終報告書（平成25年1月）」と「三春町役場庁舎整備基本計画（平成25年8月）」に示された施設毎の備えるべき機能や、「三春町公共施設等総合管理計画（平成27年10月）」における公共施設の集約の視点などを踏まえ、検討会議（全10回）及び職員による検討作業部会（全6回、先進地視察2回）を開催し議論するとともに、議会とも協議（全7回）を重ね、平成29年1月に「検討対象公共施設の整備方針（案）」を策定した。三春町では、この整備方針（案）について町ホームページなどを通じ平成29年1月20日から平成29年2月15日までを期間とするパブリックコメントを実施し、その結果を考慮した上で「検討対象公共施設の整備方針」、「三春町役場庁舎の整備方針」、「三春町民図書館の整備方針」を次のとおり取りまとめるものとした。

1. 検討対象公共施設の整備方針

(1) 三春らしい町並み景観の創出

街路側を2階建ての高さに家並みをそろえて町並み景観の統一を図るため、低層（2階建て若しくは一部3階建て程度）で計画する。

(2) 公共施設の配置計画

現役場庁舎敷地、庁舎東側歴史民俗資料館駐車場及び旧公民館跡を検討対象区域として、公共施設の配置を計画する。

(3) 来庁者に配慮した駐車場

来庁者の利便性を考慮した駐車場を確保する。
大型バスの駐車スペースも考慮する。

(4) 建設費の縮減

施設の複合化による共有スペースの縮小などを比較し、可能な限りコンパクトな施設を目指すとともに、合理的な建物構造の検討を行い建設費の縮減を図る。

2. 施設毎の整備方針

(1) 三春町役場庁舎の整備方針

以下の7つを三春町役場庁舎の整備方針とする。

キーワード：安全・安心

第1 防災拠点・災害対策活動拠点としての庁舎

- ・耐震性能の確保。
- ・災害時の機動性の確保。
- ・災害バックアップの充実 など。

キーワード：ユニバーサルデザイン

第2 機能的で誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎

- ・ワンストップサービス
- ・わかりやすく利用しやすい庁舎（ユニバーサルデザイン）。
- ・来庁者のプライバシーの確保。
- ・来庁者に配慮した駐車場の確保。
- ・合理的な事務処理や、組織変更などに容易に対応できる働きやすい環境。
- ・議場・各委員会室 など。

キーワード：環境共生

第3 自然エネルギーを活用し、高効率で、省エネが図れる庁舎

- ・自然エネルギーの活用。
- ・高効率で省エネが図れる庁舎 など。

キーワード：コスト縮減・持続可能

第4 三春町の身の丈に合い、コスト縮減に配慮した庁舎

- ・コンパクトで機能的な庁舎。
- ・ライフサイクルコスト縮減が可能な庁舎 など。

キーワード：交流を生む・開かれた

第5 様々な交流を育む開かれた庁舎

- ・ 町民交流・官民協働の場としての多目的交流スペースの配置。
- ・ 他の公共施設や観光拠点との連携。

キーワード：景観形成

第6 周辺環境へ調和し、魅力ある町並みづくりの集大成となる景観形成

- ・ 歴史民俗資料館や交流館「まほら」のように「歴史公園都市」としての風格と豊かさが感じられる庁舎。
- ・ 町民に親しまれ、将来にわたって地域の景観をリードするような町並み形成。
- ・ 桜川の景観や周辺樹木を生かした計画。

キーワード：三春らしさ

第7 三春町の誇りとして町民に末永く愛される庁舎

- ・ 町並みに配慮した低層建築（2階若しくは一部3階程度）とする。
- ・ 地場産材の活用や地域の匠の技術を発揮する場の提供（地産地消、地材地建を可能な限り取り入れる考え方）により、三春らしさが結集し、表出されるような庁舎。

(2) 保健センターについて

第1 保健センターが担っている機能を生かしつつ、窓口業務については役場庁舎の1階への集約を検討する。

保健センターについては、保健センターが担っている機能を十分に活かすことを基本とし、引き続き利活用を図るものとする。

なお、保健福祉課及び新設する子育て支援課については、ワンストップサービスの観点から可能な限り窓口業務を新庁舎の1階に集約することを検討するものとする。

(3)三春町民図書館の整備方針

以下の6つを三春町民図書館の整備方針とする。

キーワード：機能の充実

第1 子どもから大人まで様々な人の「学び」や「生きがいづくり」を支援する多機能図書館

- ・乳幼児から高齢者まで多様な利用ニーズに対応する図書館。
- ・社会の成熟度に対応した多機能図書館。
- ・情報発信する図書館 など。

キーワード：快適性・やすらぎ

第2 誰もが気軽に利用でき、やすらぎや落ち着きの感じられる図書館

- ・安全安心な耐震性の確保とユニバーサルデザインの図書館。
- ・気軽に利用できるゆとりと居場所の確保。
- ・「やすらぎ」や「落ち着き」が感じられる環境の整備 など。

キーワード：交流を育む、地域支援

第3 利用者の交流を促し、三春の歴史・文化の継承や産業育成を支援する図書館

- ・町民の交流の契機となる図書館。
- ・三春の歴史・文化を継承する図書館。
- ・地域のまちづくりや産業育成を支援する図書館 など。

キーワード：環境共生

第4 自然エネルギーの活用や省エネに配慮した図書館

- ・自然エネルギーの活用。
- ・高効率で省エネが図れる図書館 など。

キーワード：コスト縮減

第5 三春町の身の丈に合い、ライフサイクルコストを縮減可能な図書館

- ・コンパクトで機能的な図書館。
- ・長寿命で、ライフサイクルコストが削減可能な図書館 など。

キーワード：変化への対応

第6 図書館ネットワーク、民間ボランティアとの連携や、新しいサービスに対応可能な図書館

- ・図書館ネットワークや、民間ボランティアとの連携が図れる図書館。
- ・将来の新しいニーズや変化に対応可能な図書館 など。

(4)三春町中央児童館について

第1 町の公共施設の利活用を図る。

- ① 三春町中央児童館は、これまで児童館で行っていた児童クラブを平成 28 年 4 月から三春まほらっこ教室と同様に三春小学校の余裕教室で実施しており、現在は土曜日のみの開館となっている。
- ② これまで実施してきた自由来館事業、地域に拓く事業及び既設行事については、三春小学校、さくら湖自然観察ステーション及び三春交流館「まほら」などでの代替が可能である。
- ③ 三春町中央児童館は新耐震基準以降の建物であり、耐震性能に問題がないことや、築 21 年ということで、仮に事務用途の場合（児童福祉施設の基準なし）、税法上の耐用年数が 50 年であり、30 年近く残っていることから、解体するのではなく必要な改修等を行うことで、他用途への転用も視野に入れながら引き続き使用していくものとする。
- ④ 現在三春町が抱えている公共施設の利活用計画の中で、現状施設を空きスペースなく有効に使用する計画とする。
- ⑤ なお、将来的に小学校が再編され三春小学校の余裕教室が不足する場合には、小学校の敷地内をはじめ別途検討するものとする。

以上により、三春町中央児童館については、子育て支援センターに用途変更して利用するものとする。

(5)消防三春分署について

第1 消防分署としての機能の適正化が必要。(敷地面積の確保)

役場庁舎との複合化が行われた場合、町民サービスの観点からは、消防行政窓口業務における利便性は向上するものと思われる。

しかしながら、検討対象敷地への移転を考えると、用地的にウエートが大きくなり、現実的でない。(具体的には、現状の分署敷地は752㎡であるが、建替えの際は、訓練や車両整備が有効に行える屋外スペースを追加する必要がある。現行基準では少なくとも現状の2倍(1,500㎡)程度の用地が必要となる。)

第2 緊急出動の機動性の確保を図る。

- ①大規模災害の発生時において、中心市街地に位置する役場庁舎をはじめ三春小学校、三春交流館「まほら」は避難施設となる可能性が大きく、周辺道路の通行に支障をきたす可能性が大きい。
- ②市街地には木造民家が混在しており、大地震による建物の倒壊や火事等が著しい場合、緊急車両における出動に支障をきたす可能性があるため、広域を出動範囲とする消防署の役割として、中心市街地外の立地が有効となる。
- ③おまつり道路での各種イベント開催時において、緊急車両の出動に困難をきたす可能性が大きく、出動時間の短縮が生死を左右する消防署の性質上、問題も大きいと思われる。
- ④「三春分署出場調べ(H23～H27)」によれば、救急出場は平均750～800件／年の出場回数となっており、頻度が高い。

【救急出場件数 H23～H27 (三春分署出場調べ)】

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	合 計
出場件数	741	752	772	758	798	3,821
搬送人員	698	716	735	708	748	3,605

以上により、消防三春分署については、町民サービスの利便性だけでなく、消防署の独立した活動を考慮する必要がある。従って中心市街地への移転は望ましくないと考えられる。

三春分署は老朽化が進んでいることから、別途適正な候補地を検討するものとする。

3. 来庁者用の駐車場

これまで実施してきた役場周辺における駐車場整備の経緯と現状を踏まえた上で、役場来庁者数の状況などから判断し、新庁舎に整備すべき来庁者用駐車場の規模について次のとおり検討を加えるものとする。

(1) 駐車場の整備状況について

役場周辺の駐車場については、平成 24 年度から 26 年度にかけて桜川河川改修工事、旧公民館解体工事及び歴民駐車場の遺跡発掘調査など、役場周辺において大規模工事が相次いだため、慢性的に駐車場が不足している状況であった。

そのような中で役場庁舎建設事業に伴い更に駐車場が不足することに対応するため、下表のとおり駐車場の整備を行い平成 24 年度末時点での駐車台数 292 台から平成 27 年度当初までには 102 台を増加し **394 台**の確保を図った。

このうち、役場庁舎周りに来庁者用として平成 24 年度末時点での駐車台数 80 台から平成 27 年度当初までには 31 台を増加し **111 台**（本庁舎前駐車場 28 台、本庁舎東側歴民駐車場 44 台、旧公民館跡駐車場 39 台）を確保している現状である。



【歴民駐車場】



【旧公民館跡駐車場】

【駐車場整備台数一覧】

	駐車場名	H24 年度	H27 年度	備考
来庁者用	本庁舎前駐車場	26	28	
	本庁舎東側歴民駐車場	44	44	
	旧公民館跡駐車場	10	39	
	来庁者用合計	80	111	
公用車用・職員用	旧公民館跡駐車場	5	3	
	広中広場上駐車場	26	22	
	役場裏駐車場	39	50	
	桜谷駐車場	13	10	
	新桜谷駐車場	0	37	
	歴民広場駐車場	48	55	
	NTT 裏駐車場	13	14	
	会下谷駐車場	40	26	
	山中駐車場	11	0	
	北町駐車場	17	16	
	福島交通跡駐車場	0	50	社協職員用
	公用車・職員用合計	212	283	
総合計		292	394	

(2)一日当りの役場窓口来庁者数の状況について

平成 26・27・28 年度における月別の一日当りの窓口来庁者数の平均は下表のとおりであり、年度末と 5 月の来庁者が比較的多く、最も多い月が平成 27 年度 3 月で一日当りの平均 52 名である。なお、この月における日毎の来庁者数を見ると最も多い日が月末の月曜日で 106 名である。

また、一日 100 名を超える来庁者があった日は、平成 26 年度に 1 日、平成 27 年度に 5 日となっており、通常は一日当りの来庁者数が年平均 40 名前後であることから、現在は駐車場が不足することは無く来庁者に不便を来たすことはない状況である。

【年度毎月別一日当り平均窓口来庁者数】

(単位：台)

年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
H26 年度	36	45	43	42	42	39	37	38	36	39	47	51	41
H27 年度	36	51	42	37	38	35	37	33	32	34	43	52	39
H28 年度	35	44	37	31	39	38	—	—	—	—	—	—	37

※ 窓口来庁者数住民課調べ及び会計室窓口来庁納付者数より引用。

(3) 来庁者用駐車場の確保について

新庁舎の整備に伴い、本庁舎東側歴民駐車場 44 台分が無くなることから、新庁舎の周りに 40 台程度確保することとする。

さらに、新庁舎に隣接することになる桜谷駐車場 10 台と旧公民館跡駐車場 39 台の見合い分を確保し、合計 89 台を来庁者用駐車場として確保するものとする。

役場窓口来庁者数が一日当り平均 40 名程度であることから、滞留時間を考慮すれば駐車場が不足することはないと思われる。

また、コンビニ交付の普及に伴い役場来庁者数は減少傾向にあると思われるが、それでも駐車台数が不足する場合には、公用車用駐車場としている広中広場上駐車場 22 台を来庁者用駐車場に変更し、合計 111 台確保することを検討するものとする。

なお、庁舎の陰となり県道側から見えない駐車場については、案内看板の設置や車輛が容易に通り返り出来るように整備することなどにより、駐車場利用者の利便性の向上を図るものとする。

【来庁者用駐車場配置図】



第4章 検討対象公共施設の機能・規模

1. 三春町役場庁舎の機能・規模

(1) 三春町役場庁舎の機能

第1 防災拠点・災害対策活動拠点としての庁舎

① 防災拠点関連機能

○ 耐震性能の確保

防災拠点、災害対策活動拠点としての必要な耐震性能を確保する。低層庁舎を想定しているため、木造も視野に入れ、安全面・コスト面において合理的な構造方式を比較検討する。

○ 災害時の機動性の確保

- ・ 会議室等を兼用し、災害発生時に災害対策本部の設置が可能なスペースを確保する。
- ・ 災害対策本部に隣接して防災無線などの機器を整備する他、地域防災拠点として速やかに対応できるネットワーク情報設備を整備する。

○ 災害バックアップ機能

- ・ 停電時に使用可能な非常用の自家発電設備を整備する。自家発電設備の燃料備蓄は最大 72 時間の災害対策機能が継続できる容量を検討する。災害時も稼動する太陽光発電システムやそれと連動した UPS（蓄電池設備）の設置を検討する。重要な設備、機器に関しては複数のエネルギー源の併用なども検討する。
- ・ 災害備蓄倉庫の設置を検討する。
- ・ 災害時に緊急用飲水として利用可能な貯水タンク、マンホールトイレ・かまどベンチ^{※1}等を検討する。



【マンホールトイレ・かまどベンチ(メーカーHP より)】

※1：マンホールトイレとは下水道管路を直接利用若しくは枝線として延長整備した上に、あらかじめマンホールを整備しておき、災害時に便器及び仕切り板を設置する災害応急トイレで、段差がない、外部調達不要などのメリットがある。かまどベンチとは、平常時は屋外ベンチとして使用し、有事の際に炊出し用のカマドとして使用できるベンチのこと。

第2 機能的で誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎

① 住民サービス関連機能

○ ワンストップサービス

- ・ 「歩かせない」、「迷わせない」、「待たせない」役場の実現のため、可能な限り窓口業務を庁舎 1 階に集約し、保健センターの窓口も新庁舎へ統合することにより、利便性の向上を図る。

○ わかりやすく利用しやすい庁舎(ユニバーサルデザイン)

- ・ エントランス部分へ総合案内板を設置するほか、誰にでもわかりやすいサイン・案内表示・誘導表示等により、利用者の利便性の向上を図るとともに、更新性の優れたものを想定する。
- ・ 利用者数に応じた必要な広さの待ち合いスペースを設置する。
- ・ こども連れでも利用しやすいように授乳室やキッズコーナーの設置を検討する。
- ・ 通路や移動空間はバリアフリーとし、必要に応じスロープ、点字ブロック、手摺等の設置を行う。
- ・ エレベーターは、車いすの方向転換ができる福祉対応型とし、利用者の動線を短縮できる配置とする。
- ・ 各階へトイレを設置する他、障がい者や乳幼児に対応した多機能トイレを設置する。

○ 来庁者のプライバシーの確保

- ・ 窓口カウンターは、2 人ずつ座ることのできる間隔のつい立で区切り、つい立の高さは座って隠れる程度のもとする。カウンターの高さは、各種届出、相談業務用には、ローカウンターとし車いすがそのまま入ることが可能なものとする。また、証明書の受付や発行など短時間での対応にはハイカウンターとする。
- ・ 個人情報やプライバシーの確保に十分対応できるよう、相談室（特に 1 階は個室）を数カ所設ける。相談室の位置は、人目を気にせずに使用できる配置とする。
- ・ 情報保護の観点から、執務スペースと来庁者スペースをカウンター等で明確に分離する。（全ての課へ適用）

○ 来庁者に配慮した駐車場の確保

- ・ 将来の行政需要に基づき、不足のない駐車場を確保する。駐車場は可能な限り庁舎近くに確保する。
- ・ 建物の入口付近に思いやり駐車場を確保する。
- ・ 庁舎周りに、利用者の利便性に配慮した駐輪場を整備する。
- ・ 歩行者の安全性を確保するため、駐車場や駐輪場から庁舎へ安全に移動できる動線を確保する。

② 行政執務機能

○ 合理的な事務処理や組織変更などに容易に対応できる働きやすい環境

- ・ 執務空間は基本的にオープンで見通しの良いワンルーム形式とし、職員と来庁者、職員同士の視認性が良く、コミュニケーションが図りやすい形態とする。
- ・ 各部署には、必要に応じて小規模な打合せや作業ができるスペースを設置する。
- ・ 部署毎に調節できる空調設備や、スペースに応じた照明器具や制御方法の選定などを検討する。
- ・ 文書はファイリングシステムにて管理し、保管庫（キャビネット）を執務室内に設置する。また、保管スペース縮小のため、必要に応じてアーカイブ資料等の電子データ化を検討する。
- ・ 執務室内の机配置はユニバーサルレイアウト※²を含め、組織変更や職員数の増減に伴うレイアウト変更のし易い形態を検討する。
- ・ O A機器設置の自由度を確保するため、二重床（O Aフロア）システムの採用を検討する。
- ・ 時代に応じた行政サービスを提供するため、I C T化への対応、庁内L A Nの構築を進める。
- ・ 主な会議室に情報設備、音響設備、映像設備等の設置を検討する。
- ・ 新庁舎は禁煙とし、喫煙室の設置を検討する。
- ・ 適正規模の休憩室、更衣室（長靴等私物を収納できるスペース）や、洗面所を整備する。

※ 2：ユニバーサルレイアウトとは、組織変更や職員数の増減があってもレイアウト変更をせずに「人」と「書類」の移動のみで対応可能な汎用性のある机配置のこと。

○ 議場・各委員会室

- ・ 各部屋の会議室等との共有化の検討を行う。

第3 自然エネルギーを活用し、高効率で、省エネが図れる庁舎

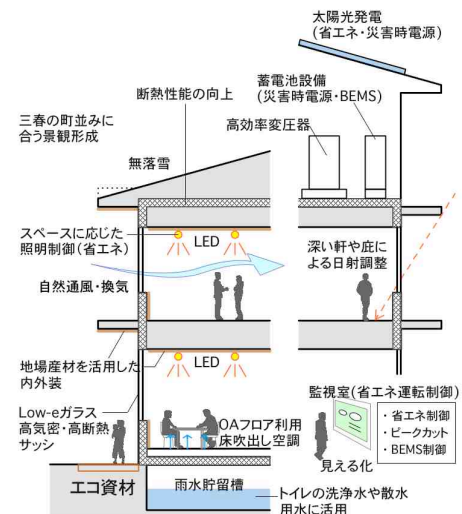
① 環境共生機能

○ 自然エネルギー活用

- ・ 十分な自然採光と中間期における自然通風の活用を図る。
- ・ 地中熱、地下水熱、大気熱利用(クールチューブ)等の検討を行う。
- ・ 温室効果ガスの排出量削減のため、屋根などに太陽光パネルを設置する太陽光発電システムを検討する。災害時の電源確保や省エネマネジメント(BEMS※⁴)の一環として蓄電池設備の導入を検討する。

○ 高効率で省エネが図れる庁舎

- ・ 照明は、LED 照明をベースに採用する。また、各スペースの用途により照明制御(調光、タイムスケジュール、熱線センサー)を行い、省エネ化を図る。
- ・ 環境負荷軽減の手法として、外部開口部の高气密・高断熱化や複層ガラス、Low-e ガラス※⁵の採用を図る。
- ・ 環境負荷を低減させる建築形態や素材を積極的に採用する。
- ・ 高効率ヒートポンプを活用した空調設備や高効率変圧器を採用し、省エネを図る。
- ・ 雨水等(中水)をトイレの洗浄水等にご利用し、省資源化を図る。



【省エネ庁舎のイメージ】

※4 : BEMS (ベムス) とは「Building Energy Management System」の略で、ビルエネルギー管理システムのことを指す。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのことである。

※5 : Low-e ガラスとは、Low Emissivity(低放射)ガラスの略で、複層ガラスのうち、その内面部に特殊な金属膜を設けたものをいう。外側ガラスの内面側に特殊金属膜を設けたものを遮熱高断熱複層ガラス、内側ガラスの外面に設けたものを高断熱ガラスとする場合が多い。

第4 三春町の身の丈に合い、コスト縮減に配慮した庁舎

① コスト縮減機能

○ コンパクトで機能的な庁舎

第7次三春町長期計画による平成36年度の想定人口15,000人を目安とした適正規模の庁舎とする。関連施設との複合化や、役場周辺施設との機能連携を図りながら、三春町の身の丈に合ったコンパクトで機能的な庁舎を目指す。

○ ライフサイクルコスト縮減が可能な庁舎

- ・ 長寿命でライフサイクルコストの低減が可能となる庁舎を目指す。
- ・ 長期に渡りメンテナンスのしやすい建築材料や設備を選定する。
- ・ 将来の設備の維持管理・改修工事に配慮した、設備・配管スペース等を検討する。

第5 様々な交流を育む開かれた庁舎

① 町民交流・官民協働機能

○ 町民交流・官民協働の場としての多目的交流スペースの配置

- ・ ロビーや各階の待ち合いスペースには、椅子やテーブルを設置し、利用者が待ち時間等を利用して気軽にコミュニケーションが図れるスペースを検討する。
- ・ 来庁者の多いロビーなどに、町政情報や町からの案内情報などを掲示できるディスプレイの設置を検討する。
- ・ 多目的交流ホールを設置し、町の物産品の展示（ギャラリー）・販売や情報発信機能の他、官民協働（区長会、まちづくり協会の開催など）の拠点・交流スペースとしての使用を想定する。

○ 他の公共施設や観光拠点との連携

- ・ 他の公共施設（歴史民俗資料館、町民図書館等）と連携した企画展示の開催を想定する。
- ・ 期日前投票事務、確定申告受付事務などへの活用を図る。

第6 周辺環境へ調和し、魅力ある町並みづくりの集大成となる景観形成

① 周辺環境への調和及び景観形成機能

三春町は、中心市街地（大町地区）において昭和58年に「H O P E計画」を策定し、これを礎に「店舗併用住宅の整備計画」、「歴史公園都市づくり」、「交流・情報ゾーン、商業ゾーンを核としそれを繋ぐお祭り道路の整備」、「まちづくり協定」の締結等を進めて来ている。平成元年から平成16年にかけては福島県主体の街路事業も完了し、地区としての面的な景観形成は、役場周辺エリアの整備を残すのみとなっており、今回の役場庁舎等の整備が中心市街地の公共施設整備のいわば「集大成」とすると同時に、景観形成の新たな「始まり」となると考えられる。

○ 歴史民俗資料館や交流館「まほら」のように「歴史公園都市」としての風格と豊かさが感じられる庁舎

庁舎等整備事業にあたっては、これまで整備してきた歴史民俗資料館や交流館「まほら」のように、「歴史公園都市」としての風格と豊かさが感じられる施設を目指すものとする。

○ 町民に親しまれ、将来にわたって地域の景観をリードするような町並み形成

将来にわたって町民に親しまれ、地域の景観をリードする「新たな基点」となるような庁舎及び町並み空間形成を図る必要がある。

○ 桜川の景観や周辺樹木を生かした計画

庁舎南側となる桜川周囲の景観を上手に取り込んだ計画とする。また、役場周辺に点在する桜・紅葉・銀杏といった景観樹を生かす計画とする。



【交流館「まほら」】



【修景された「大町おまつり道路」】

第7 三春町の誇りとして町民に末永く愛される庁舎

① 三春らしさが感じられ、町民の誇りとなる庁舎の機能

- ・ 町並に配慮した低層建築(2階若しくは一部3階程度)とする。
- ・ 地場産材の活用や地域の匠の技術を発揮するような場の提供(地産地消、地材地建を可能な限り取り入れる考え方)により、三春らしさが集結し、表出されるような庁舎を目指す。
- ・ 町民が多く利用するロビーや多目的交流スペースなどに、地場産材を活用した構造体や内装を取り入れたり、地域の匠の技術を発揮する場を提供することにより、三春らしさが結集し、表出されるような庁舎を目指す。
- ・ 地域の伝統的な形や材料(桜、竹、張り子など)を用い、未来に繋がるデザインとして再構築しながら、三春らしさとともに新しい時代に即応する庁舎を象徴化する。

(2) 三春町役場庁舎の規模

第2章に示す通り、庁舎床面積については、総務省の起債許可標準面積算定基準による面積が3,169.64㎡、これに基準対象外のその他必要と考えられる機能を加えた面積が3,524.64㎡、現在の床面積を基準に必要面積を積上げて計算した面積が2,995.00㎡となる。

庁舎床面積は、敷地形状やボリューム制約などの敷地条件と、プラン上の共用部面積の違いなどによってばらつきが生じることが想定されるが、上記より概ね3,000㎡を上限に検討するものとする。

2. 三春町民図書館の機能・規模

(1) 三春町民図書館の機能

第1 子どもから大人まで様々な人の「学び」や「生きがいづくり」を支援する多機能図書館

① 様々な人の「学び」や「生きがいづくり」を支援する図書館機能

○ 乳幼児から高齢者まで多様な利用ニーズに対応する図書館

- ・ 乳幼児から児童・生徒、社会人、高齢者まで、学校教育に限らず幼児保育、生産活動、生涯学習など様々な学習ニーズへ対応可能な図書館を目指す。
- ・ 適正な開架冊数を確保し、豊富でフレッシュな蔵書の維持に努める。
- ・ 乳幼児期からの読書支援として、親子がゆっくり読書できるスペースやおはなし会室を設置する。
- ・ 参考図書、専門書コーナーの書籍スペースを充実させ、多様化する学習ニーズへ対応可能とする。
- ・ 貸出返却の他に、レファレンス（調査相談）カウンターを設ける。

○ 社会の成熟度に対応した多機能図書館

- ・ 効率的で高度な検索が可能な、図書検索システムを導入する。
- ・ 利用者が調べ物に利用可能なPCを設置する。
- ・ 無線LANの整備や、持ち込みPCが利用可能な机を検討する。
- ・ 視聴覚資料の保存スペース及び視聴スペースを確保する。

○ 情報発信する図書館

- ・ エントランス付近に掲示板やパンフレット置き場を設置し、様々な情報提供を可能にする。
- ・ 閲覧室内に月ごとの展示やミニ企画展示可能なスペースを検討する。

第2 誰もが気軽に利用でき、やすらぎや落ち着きの感じられる図書館

① 安全性・快適性・安らぎ機能

○ 安全安心な耐震性能の確保とユニバーサルデザインの図書館

- ・ 新図書館は大地震時に人命が守られ、被災直後も最低限の機能確保が図られる耐震安全性を確保するものとする。
- ・ 図書館内部は、開放的で視認性が良く、本が探しやすい配架計画やサイン表示などにより利用者が思い思いの場所へ速やかに到達できるようにする。だれもが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れた図書館とする。

○ 気軽に利用できるゆとりと居場所の確保

- ・ 自由に話しながら資料が見られるスペースや、静かに落ち着いて閲覧できるスペース（机）を確保する。
- ・ オープンでゆとりのある開架・閲覧スペースなど、利用し易い環境づくりを行う。
- ・ 児童生徒等が気軽に学習できるスペースを検討する。
- ・ 子ども連れでも安心して利用できるプレイルーム（キッズコーナー）の設置を検討する。
- ・ 子ども連れでも入れるベビーチェア付トイレ、子供専用トイレ、授乳室、ベビーベッドなどを検討する。
- ・ 視覚・聴覚などに障がいを持つ利用者が、閲覧できるスペース（録音図書・電子書籍など）を検討する。

○ 「やすらぎ」や「落ち着き」が感じられる環境の整備

- ・ 図書館の内装は、利用者が「やすらぎ」や「落ち着き」を感じられるデザインとする。

○ その他の利用環境の整備

- ・ 周辺地域の利用者が安心して利用できる駐車場を整備する。併せて思いやり駐車場や駐輪場も整備する。
- ・ 返却ポスト、利用者用のロッカーなどを整備する。

第3 利用者の交流を促し、三春の歴史・文化の継承や産業育成を支援する図書館

① 交流・地域支援機能

○ 町民の交流の契機となる図書館

- ・ お茶を飲みながら気軽に談話できるなど、利用者相互の自発的な交流が促されるようなスペースを設置する。
- ・ 多目的スペース（会議室）を利用した各種イベント（講習会）等の開催を想定する。

○ 三春の歴史・文化を継承する図書館

- ・ 行政資料や郷土資料、さらに議会図書室の役割をも担える程度の十分な配架スペースと、その閲覧と調査研究が行いやすい環境を整備する。
- ・ 資料保存のための温度・湿度管理が可能な空調設備（全館）を検討する。

○ 地域のまちづくりや産業育成を支援する図書館

- ・ 地域ボランティアや各種団体が多目的に集会可能なスペースを設置し、官民の協働がし易く、地域活性化に寄与する図書館を目指す。
- ・ 三春町のまちづくり情報を蓄積、発信するデータベースとしての機能を持たせる。
- ・ 地域生活や企業が必要とする資料をしっかりと収集し、町民とともに成長する図書館を目指す。
- ・ 「桜」などの地域特性をテーマとした書籍の収集や情報発信を検討する。

第4 自然エネルギーの活用や省エネに配慮した図書館

① 環境共生機能

○ 自然エネルギーの活用

- ・ 図書等の閲覧に適した自然採光の取り込みや、自然通風の有効活用を図る。

○ 高効率で省エネが図れる図書館

- ・ 照明は、LED 照明をベースに採用する。また、各スペースの用途により照明制御（熱線センサー等）を行い、省エネ化を図る。
- ・ 環境負荷軽減の手法として、外部開口部の高気密・高断熱化や複層ガラス、Low-e ガラスの採用を図る。
- ・ 環境負荷を低減させる建築形態や素材を積極的に採用する。
- ・ 高効率ヒートポンプを活用した空調設備や高効率変圧器の採用などにより、省エネ化を図る。
- ・ 雨水等（中水）をトイレの洗浄水等に利用し、水道料金削減を図る。

第5 三春町の身の丈に合い、ライフサイクルコストを縮減可能な図書館

① コスト縮減機能

○ コンパクトで機能的な図書館

- ・ 役場庁舎との複合化も検討し、スペースの共有化などにより三春町の身の丈に合ったコンパクトで機能的な図書館を目指す。
- ・ 少人数でも管理しやすい建築計画や書架計画を進めることで、人件費の適正化を図る。

○ 長寿命で、ライフサイクルコストが縮減可能な図書館

- ・ 建築材料の長寿命化を図ることや、建築設備などをメンテナンスし易い計画とすることで、ライフサイクルコストの縮減を図る。

第6 図書館ネットワーク、民間ボランティアとの連携や、新しいサービスに対応可能な図書館

① 図書館ネットワーク、民間活力等との連携機能

○ 図書館ネットワークや、民間ボランティア等との連携が可能な図書館（以下に例示）

- ・ 図書室を備えている地区交流館との連携の強化を図る。
- ・ 学校図書室との連携を検討する。
- ・ 町外（周辺自治体）図書館との連携を検討する。
- ・ 庁舎や公文書資料館との連携を検討する。
- ・ 議会図書室（政策資料室）との連携を検討する。
- ・ 近隣の施設（歴史民俗資料館、ライスレイクの家）との連携などによるサテライト展示機能を検討する。
- ・ 地元企業（ガイナックスなど）との連携を検討する。
- ・ 地域ボランティアの育成・活用を図る。

○ 将来の新しいニーズや変化に対応可能な図書館

- ・ 開館時間の延長など、長時間滞在ニーズへの対応を検討する。
- ・ 書架のレイアウトを建設後も変更可能な家具を検討する。

(2) 三春町民図書館の規模

三春町民図書館の床面積については、図書館法施行規則における公立図書館の最低基準が平成 12 年に廃止されており、現在参考となる基準としては日本図書館協会による最低基準（2004 年 3 月改訂）がある。これは「日本の図書館 1999（統計）」を基に、全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位 10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案された（比較的条件が優位の）基準である。

本構想では上記に加え、全国で奉仕人口が同等規模（人口 1 万人以上 2 万人未満）の自治体の図書館面積の平均値を参考にするとともに、三春町民図書館の現状の蔵書数から、それらを有効に開架運営していくために必要なスペースを積上げた床面積を比較することで規模を検討する。

【面積比較表】

区 分	床面積	蔵書冊数	開架冊数	年間増加冊数	備 考
①日本図書館協会による最低基準 (2004 年 3 月改訂)	1,485 m ²	96,430 冊	70,695 冊	8,166 冊	
②全国奉仕人口同等規模の単独館の床面積の平均値	1,002 m ²	84,220 冊	－	5,800 冊	全国 193 町村の平均値
③現状の蔵書数から必要なスペースを積上げた面積	981 m ²	85,000 冊	60,000 冊	－	大江文庫 5,000 冊別途

以上により、①日本図書館協会による算定が 1,485 m²、②全国奉仕人口同等規模の単独館の平均値が 1,002 m²、③現状の蔵書数からの積上げ結果が 981 m²となっている。三春町においては、現状の管理運営体制や、図書室を備えている地区交流館との連携の強化（図書の適正化）を視野に入れながら、建設する新図書館の面積は概ね 1,000 m²を目安に今後検討していくものとする。